

事務局説明資料

安全で楽しい自転車利用環境の 創出に向けて

～ 大阪市における自転車に関連する取組み ～



御堂筋完成 80 周年記念事業

昭和 12 年(1937 年)に完成した御堂筋は、
平成 29 年(2017 年)5 月 11 日で完成 80 周年を迎えます。

～「みち」から未来を考える～

過去を学ぶ／現在(いま)を見つめる／未来を考える



- 春のシンポジウム(5/11)
- 春のシンポジウムと連携した誕生日イベント(5/11)
- 夏のシンポジウム(8月)
- 秋のシンポジウム(11月)



シンポジウム

御堂筋完成 80 周年記念事業

将来ビジョン

コンセプト/アクション/ロードマップ

- 理念・コンセプトといったものにとどまるのではなく、今後の公民双方の取組みの内容や進め方を具体化するビジョン。

公民連携

新しい御堂筋づくり

- 人中心の道路づくり
- 道路における公民連携
- 安全で楽しい自転車利用
- 地下空間の利活用
- 世界に誇るイチョウ並木の育成
- 水の都・大阪

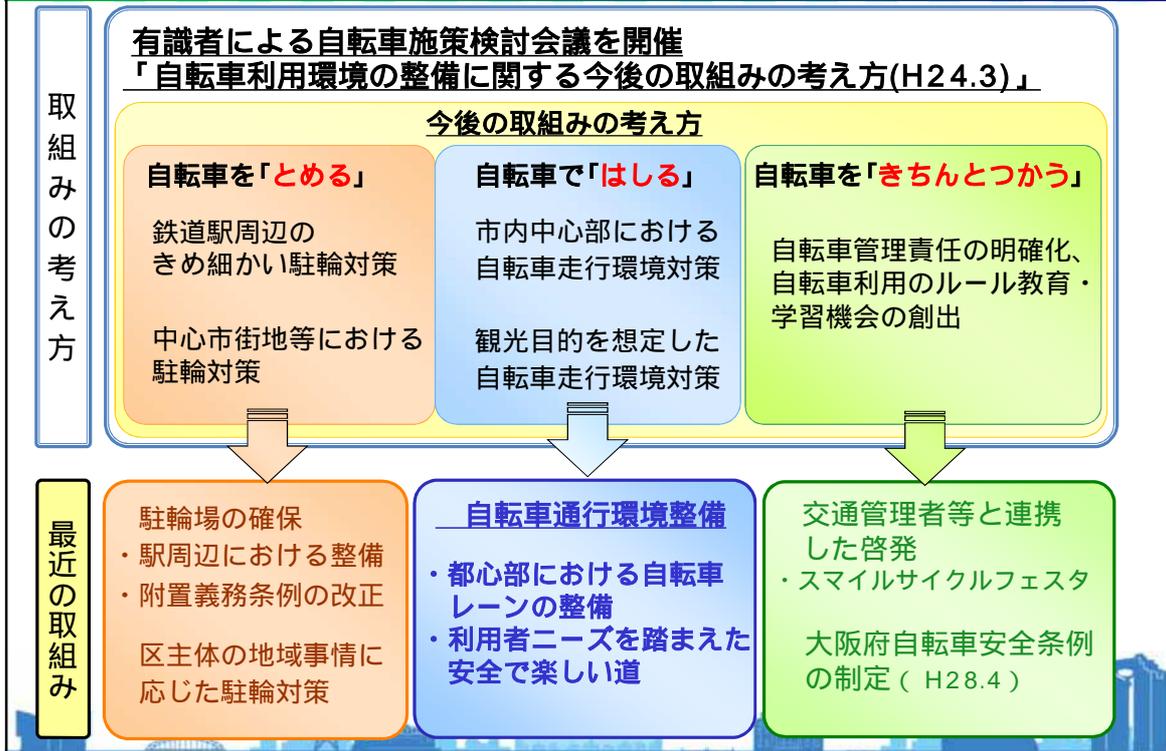
ワークショップ

御堂筋を華やかに
演出する取組み

- 御堂筋完成 80 周年記念事業の PR 事業
- エリアマネジメント団体と連携した公共空間等を活用したにぎわい創出の取組み
- 地域団体等と連携した取組み



大阪市のこれまでの自転車施策について



とめる(放置自転車対策)

- 問題であった放置自転車は、**約10年で1/10**(内閣府調査)
- 駐輪場確保等の放置対策については継続して取組む。一方で、…
- **自転車利用の増加につながる施策も実施可能?**



過去(平成16年)

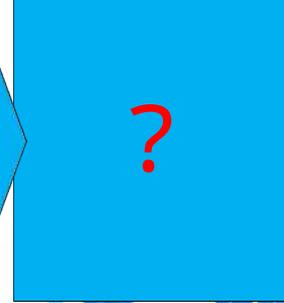


「緑陰とにぎわいの街路づくり」より
(御堂筋まちづくりネットワーク)

現在(平成29年)



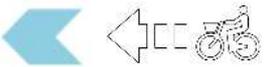
未来(平成42年)



はしる(走行環境整備)

自転車通行環境
(主に自転車歩行者道)
整備状況

日常交通としての安全な道

- ・〔過去〕 歩道内の自転車通行環境の充実
- ・〔現在〕 本町自転車レーンを都心部全体に展開
まずは(H29、H30)『車道左側通行』を周知
「交差点に
(矢印)  を設置」

中心部の自転車通行環境整備が必要

過去 ~ 自転車歩行者道

現在 ~ 自転車と歩行者の事故が急増

未来 ~ 自転車レーン



きちんと使う(啓発・教育)

市民参加による新たな取組み

スマイル・サイクルフェスタ【平成28年11月13日(日)実施】

交通管理者(大阪府警)
と連携した啓発

「子ども」から「楽しく」始める安全教育



自転車活用推進法の概要

国土交通省資料より大阪市加工

○平成28年12月16日に公布され、6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定。

平成29年5月1日

<p>目的・基本理念 (1・2条)</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> 基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進すること <p><基本理念></p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有すること 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼすこと 交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること 交通の安全の確保が図られること 	<p>基本方針 (10条)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自転車専用道路・自転車専用通行帯等の整備 ②路外駐車場の整備、時間制限駐車区間の指定見直し ③シェアサイクル施設の整備 ④自転車競技施設の整備 ⑤高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備 ⑥自転車の安全な利用に関する人材の育成及び資質の向上 ⑦情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化 ⑧交通安全に係る教育及び啓発 ⑨自転車活用による国民の健康の保持増進 ⑩学校教育等における自転車活用による青少年の体力の向上 ⑪自転車と公共交通機関との連携の促進 ⑫災害時の自転車の有効活用体制の整備 ⑬自転車を活用した国際交流の促進 ⑭観光旅客の来訪の促進その他の地域活性化の支援等の施策を重点的に検討・実施する
<p>国等の責務 (3・4条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定、実施する 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、区域の実情に応じた施策を策定、実施する 国・地方公共団体は、情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民・住民の理解を深め、かつその協力を得るよう努める 	<p>自転車活用推進計画 (9～11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府は、基本方針に即し、目標及び講ずべき必要な法制上・財政上の措置等を定めた自転車活用推進計画を閣議決定で定め、国会に報告する 都道府県、市区町村は、区域の実情に応じた自転車活用推進計画を定めるよう努める
<p>公共交通関係事業者の責務等 (5～7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車と公共交通機関との連携の促進等に努め、国・地方公共団体が実施する自転車活用の推進に関する施策に協力するよう努める 国、地方公共団体、公共交通関係事業者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて相互に連携を図りながら協力するよう努める 	<p>自転車活用推進本部 (12・13条)</p> <p>国土交通省に自転車活用推進本部を置き、本部長は国土交通大臣、本部長は関係閣僚をもって充てる(併せて国土交通省設置法の一部改正(附則5条))</p>
<p>その他 (14条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする 自転車の損害賠償保障制度の検討(附則3条) 市区町村道に加え、国道及び都道府県道についても自転車専用道路等を設置するよう努める旨の自転車道の整備等に関する法律の一部改正(附則4条) 	

自転車活用推進法を踏まえた大阪市の自転車施策の方向性

大阪が持つ自転車利用のポテンシャル

- ・市域の地形は平坦で、自転車が利用しやすい
- 1人が約1台の自転車を保有
- その保有率は、政令市の中でトップレベル
- ・自転車利用の増加(特に都心部)
- ・河川敷等を活用した約50kmの既存自転車道



既存自転車道ネットワーク



西淀川区(大野川緑陰道)

➡ 非常に高い大阪の自転車利用ポテンシャルを活かして
自転車を活用していく?

自転車活用推進法に示された観光・健康等の観点からの施策

大阪市が目指す都市像

- ・多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市
- ・健康と生きがいを創出するスポーツに親しめる都市

自転車を活用した大阪の都市魅力の創造

目的	利用者	自転車	起終点	本市の施策
通勤通学	地域住民	保有自転車	自宅～駅 自宅～会社	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の確保 / 放置自転車の撤去(放置自転車対策) ・自転車レーンの整備(交通安全対策) 道路管理者目線
業務	従業員	保有自転車 コミュニティサイクル	オフィス等	
観光	観光客	コミュニティサイクル	交通拠点・ 集客施設等	新しいニーズを踏まえ 利用者目線での 検討が必要！
健康・スポーツ	市民 (広域)	保有自転車 コミュニティサイクル	都市公園・ 河川敷等	

第1回(本日)「利用者ニーズの把握」

話題提供者

座長



大阪市立大学
吉田 長裕 准教授

まちなり・観光



季刊紙「cycle」
杉谷 紗香 編集長

コミュニティサイクル



NPO法人 Homedoor
川口 加奈 理事長

海外目線



オランダ王国総領事館
ハイス・ヴァン・スカイク 副領事

子育て目線



株式会社 ふたごじてんしゃ
中原 美智子 代表取締役

スポーツサイクル



大阪府警広報啓発ユニット
TEAM ちゃりん娘

第2回(H29.11頃)「今後の自転車活用についての意見交換」